



2022年10月18日
全国港湾22発第15号
港運同盟発22-第45号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿
経営労働委員会
委員長 小野孝則 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博



労使政策委員会の開催に関する申し入れ

周知の通り、22春闘は、料金の改定と港運への還元など、ユーザーが港運労使の要請に
応えていないことから合意・妥結に至っておりません。しかし、合意・妥結には至って
ないとはいえ、いわゆる「政府施策」、並びに適正料金価格收受の課題を除けば、ほぼ合意
し得る状況にあること考えます。したがって、「合意に至っていないことを理由に交渉を進
められない」との立場ではなく、日港協が昨年秋に自ら表明した「一つ一つ協議し解決し
ていくことが良好な労使関係を築く」との立場で、労使政策委員会などの労使協議を再開
することを強く要請します。

ついては、標記、労使政策委員会の開催について、下記の通り申し入れます。

なお、当面する労使協議課題、並びに、その対策の考え方を別添の通り整理しましたの
で、検討素材としていただくよう付記します。

記

1. 日 時 2022年11月1日(火)とし、開催時間は事務局間で調整します。
2. 場 所 港運会館 会議室
3. 議 題
 - (1) 21春闘協定、22春闘中央港湾団交の経過をふまえた諸課題について
 - (2) その他

以 上

<別添> 労使政策委員会に係る諸課題について

労使政策委員会に係る、当面の諸課題についての組合側の整理(案)

労使政策委員会の開催の申し入れに際して、課題の解決とともに良好な労使関係を築いていくうえでも重要であることを強調しました。山積する課題に労使が真摯に向き合い協議の促進を図ることの意義は、労使が共有できることと確信しています。

ついては、労使政策委員会の開催の申し入れにあたり、当面する労使協議課題として、その考え方を整理しましたので参照してください。なお、課題と現状認識は、21 春闘協定並びに、22 春闘中央港湾団交での協議の到達点を基本としております。

記

1. 持続可能な港運事業、港湾労働者の労働条件を担保する課題

- (1) 22 春闘団交で、日港協が「日港協並びに港運元請各社は、政府の進める『価値創造のための転嫁円滑化/施策(以下「政府施策」という)』を積極的に推進し、港湾労働者の賃金引上げ・雇用環境整備に資するための適正料金・下払い料金確保に取り組む」と回答されたことをふまえ、22 春闘の合意に資すべく、引き続き努力するようよう要請します。
- (2) また、「この政府施策を推進する取り組みは、来年度以降も継続する」とも回答しており、この立場からも、上記(1)をやりきることが肝要と考えます。
- (3) 当面、次の課題の実行が必要です。適正料金収受プロジェクトチーム(以下「P/T」と略す)の設置と具体策の取り組みについては、21 春闘で、その設置と具体策の検討を確認していますので、この課題の促進は可能だと考えています。
 - ① P/Tとして、業種・業界にとらわれず、広く良い事例を収集することを目標に、2022年12月末を目途に、トラック事業の標準運賃制度について講習を受ける場を作って、労使共通の問題意識の醸成を図られたい。
 - ② P/Tとして所管行政との意見交換をする場を早急に設け、この取り組みを通じて適正料金収受に向けた協議を深化させるよう取り組まれたい。

2. 港湾の自動化・機械化に対する基本的スタンスと対応の具体化について

- (1) RTGの遠隔操作化事業について
 - ① 22 春闘港湾団交で回答された、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書(20年10月29日付)」並びに、関係港における確認書(地区労使・企業内労使)を遵守する。不履行が発生した場合、その是正が行われるまで当該港でのRTG遠隔操作作業は行わない」ことを再確認されたい。
 - ② 9月30日に開催した、港湾の自動化・機械化に関する労使協議会で了承された、「中央・地区労使定例確認協議会(仮称)」の設置、並びに、関係港における当面の措置について再確認されたい。

- (2) 22 春闘港湾団交で回答された、「港湾の労使関係を無視した、一方的な港湾「合理化」には反対であることを産別労使の基本スタンスとして確認する。今後、自動化をはじめとした「合理化」が計画された場合、その導入には労使合意を前提とする。」との内容を再確認されたい。

3. 職域・業域の確保・拡大、港湾労働法の全港・全職種適用について

- (1) 18 春闘協定で港湾労働法の全港・全職種適用を確認したことの再確認に基づき、早急に港労法問題労使検討委員会を開催し、港湾労働法の全港・全職種適用に向けた具体的施策を検討し、時期を見定め労政審港湾労働専門委員会に対する具申についても協議・検討されたい。
- (2) 22 春闘港湾団交で「港運労使は、インランドデポ・港頭地区や隣接地区の物流倉庫が、港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう取り組む」と回答されていることを踏まえ、実態調査を行うなどの諸施策を検討されたい。

4. 港湾行政・政府施策に係る港湾労使の立場と取り組みについて

- (1) 22 春闘中央港湾団交で「港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた政府の諸施策については、港運への影響を労使で精査・協議する体制を以て対処する」と回答されたことを再確認されたい。
- (2) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止に伴う雇用問題について、国土交通省・厚生労働省・資源エネルギー庁への働きかけや、政党要請、電力事業団体など関係者への要請など労使共同の取り組みを促進することを検討されたい。その際、資源エネルギー庁との協議の場を早急に設け、労使の問題意識を所管行政に持ち込み対策を協議することも念頭に置き検討されたい。
- (3) 石炭荷役の問題について、港運事業の継続・雇用の創出の視点から、官・民連携した対策を講じるために、港運労使と関係省庁による「対策会議」の設置を求め、緊急に対策を図ることを検討されたい。

5. 魅力ある港湾労働の確立/労働条件・労働環境整備の課題について

- (1) 次の労働環境の整備とその実現を促進することを検討されたい。
- ① 週休二日制の未実施企業については、(以下「21 春闘協定」)早急に実施できるように引き続き当該労使での協議を促し、(22 春闘団交の回答)検数・検定については、土曜休日・休暇の代休は原則取得させることを検討されたい。
 - ② (以下「21 春闘協定」)2025 年を待たず 65 歳定年制を実施するよう促すとともに、そのために、必要に応じて進捗状況の調査を行うことを検討されたい。
 - ③ 関連職種の「週休二日制、時間外分母短縮」について、21 春闘合意にもとづき、地区労使協議・個別元請け事業者との協議を促進し、22 年4月1日実施に向けて努力し、具体化できた労使毎に速やかに実行(22 年4月1日遡及)に移すことを検討されたい。とりわけ、これらの労働条件の実施に踏み切った事業者への日港協としての支援を早急に強めることを検討されたい。
- (2) 検査事業に係る諸課題について
- ① 指定事業体に関する 21 春闘協定及び同覚書を履行することとし、そのために、政府施策を推進し、港運料金の底上げを図り四検事業者が進める指定事業体からの労働者の採用などの取り組みが、円滑に行えるよう支援を検討されたい。具体

的体的には、労使で継続的に協議し、早急に解決を図るために、検査部会の開催など、早急な手立てを検討されたい。

② 指定事業体において検査業務に就労し、48歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の港湾労働者年金適用とする制度改定の可否について、労使による専門委員会を設置し継続協議することを検討されたい。

③ 標準者賃金の適用者要件、「年齢35歳・有資格者」とする改定を前提とし、次年度(23年度)実施を目標に検数・検定小委員会で直ちに協議に入ることを検討されたい。

(3) 年末年始特別例外荷役については、日港協として、当面は保留の立場をとられたい。また、特別例外荷役の労働条件にかかる協議は十分な時間的猶予をもって行うこととされたい。

(4) 港運における「人員確保」の課題について、業界PR用動画制作に続き、就職勧誘キットの作成・配布、港湾カレッジと連携した「奨学金制度」の創設を検討するよう準備されたい。

(5) 産別協定集の編纂について、すでに編集作業に着手しており、事務局間での作業促進に向けて対応することを検討されたい。

6. 安心・安全の諸課題について

(1) 放射線被害対策健康診断制度(仮称)の創設を確認し、直ちに、中央安全専門委員会で協議し、年度内に制度設計を終え、23年4月1日より実施するよう準備することを検討されたい。

(2) 22春闘での回答にある「遺族補償・障害等級1級から3級の労働災害補償金は、4,000万円を目標として、日港協加盟各社は努力する」ことについて、日港協は内部指導や調査の徹底など、その実現方策について検討されたい。

7. 事前協議制度の一部改訂および「厳正運用」について

(1) 事前協議制度の厳正運用を図るために、現状の「報告・通知」の措置は現状を見極め、中央・地区にて協議できるよう措置するために、地区協会にその主旨を徹底する内部文書を発信し、徹底することを検討されたい。

(2) 関連職種を事前協議申請に明記することについて、地区協会との連携で速やかに実行できるよう具体策を検討されたい。

(3) 物流施設の建設・稼働に当たって、港湾労働秩序の維持並びに港湾労働者の雇用と職域を確保するために、施設事案の厳正運用に必要な規定を再確認し、具体的な運用に進めるよう検討されたい。

8. 横須賀新港ふ頭へのフェリーの就航に係る雇用と就労に係る課題について

(1) 日港協、関係地区港運協会(神奈川・横須賀)、全横浜港湾労働組合連合会、及び、全国港湾による、横須賀新港ふ頭にフェリーが就航したことに伴う港湾労働者の雇用と就労を確保するために、早急に四者協議を行うことを検討されたい。

(2) なお、四者協議は、各位が以下の確認書(案)の目的に沿って誠意をもって行い、

その合意事項について確認書を締結するよう検討されたい。

- * 横須賀新港ふ頭へのフェリー就航に係る雇用と職域確保のための合意書(案)
 1. 四者は、横須賀市と東九フェリー(株)が地元事業者等との事前の協議もないまま一方的に横須賀新港ふ頭にフェリーを就航させたことにより、既存の港湾労働者の職域が奪われたことを直視し、フェリー確認書に基づき港運事業の継続と港湾労働者の雇用の安定に資するために、責任もって協議する体制を確立する。
 2. 四者は、国土交通省港湾経済課・同関東整備局を立会人として、横須賀市と横須賀港運協会が合意した「横須賀港における諸問題への対応に関する基本合意(21年7月9日付)」が速やかに遂行され、横須賀新港ふ頭における港運事業者の業域と港湾労働者の職域が確保されるよう、4者協議において検証を行い、必要な関係者への働きかけを適宜行う。
 3. 四者は、フェリー確認書が、港湾労働者の雇用と就労の安定的確保に主旨があることを共通認識とし、当該地区(神奈川・横須賀)において、各加盟店社の責任ある協力なども含め雇用が確保できる実効ある措置の確立に努力する。そのために、必要あればフェリー船社に協力を求める。
 4. 四者協議は、各々の申し入れによって開催する。なお、各々に疑義が生じた場合は、解決のために誠実に協議する。

9. 秋田・船川港の産別協定遵守、港運秩序の確立について

- (1) 秋田・船川港における港湾労働者の雇用と就労を確保するために、産別労使協定遵守並びに港湾運送秩序の確立について、下記の確認書(案)を締結することを確認されたい。

* 確認書案

1. 日港協は、東北港運協会と東北地区港湾労働組合協議会が合意した確認書(22年4月20日付/下記参照)を尊重し、東北港運協会と連携し、秋田・船川港における新規参入に因る混乱を生じさせないよう港運秩序に資する方策を講じる。
2. 具体的方策について早急に協議し、実施する。

* <参考/22年4月20日付確認書>

1. 東北港運協会と東北地区港湾労働組合協議会(以下東北港湾という)は、2022年4月20日に、以下の確認書(以下2者確認書という)を締結した。

(2者確認書)

2022年1月19日、秋田海陸運送株式会社、日本通運株式会社秋田支店、能代運輸株式会社(以下関係使用者企業という)と、全国港湾労働組合連合会(以下全国港湾という)、東北地区港湾労働組合協議会(以下東北港湾という)、秋田県港湾労働組合協議会(以下秋田県港湾という)、との間で確認書(以下6者確認書という)を取り交わした。

東北港運協会と東北港湾は、6者確認書に基づき秋田港における労働者の雇用確保と福祉の向上に関し、港湾運送の秩序維持、港湾労働の安定化を図ることを確認する。

- (2) 日港協と全国港湾は、上記確認書を「尊重し、東北港運協会と連携し、秋田・船川港における新規参入に因る混乱を生じさせないよう、港運秩序に資する方策を講じる」ことを確認したうえで、東北港運協会と東北港湾とともに署名し、四者確認書として再締結することを検討されたい。

以上